

川崎市登録一時保護委託者の登録等に関する事務処理要綱

8川こ児第4442号

こども未来局長専決

（趣旨）

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の2第1項の登録（以下「登録」という。）等に係る事務処理を行うに当たり、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「施行規則」という。）及び川崎市児童福祉法施行細則（昭和47年川崎市規則第62号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（登録の申請）

第2条 施行規則第36条の4第2項第2号に規定する書類は、次の各号に掲げるものとする。

（1）一時保護を行う施設の使用権原を確認できる書類

（2）一時保護を行う施設の構造等を確認できる書類

2 市長は、法第34条の2第1項の申請があったときは、速やかに当該申請が同条第2項の基準に適合しているかを審査し、適合していると認めるときは、登録一時保護委託者登録簿（第1号様式）に登録するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、当該登録申請者が法第34条の2第4項各号のいずれかに該当するときは、登録をしないものとする。

4 市長は、法第34条の2の規定により登録をしたときは登録一時保護委託者登録通知書（第2号様式）により、登録をしないときは登録審査結果通知書（第3号様式）により、当該登録申請者に通知するものとする。

（審査等の方法）

第3条 市長は、原則として、当該申請書及び添付書類の内容に基づき、前条第2項の審査を行うものとする。

2 市長は、前条第2項の審査に当たり必要があると認めるときは、登録申請者に資料の提出を求め、又は職員に、申請に係る施設若しくは登録申請者の事務所等を直接確認させ、若しくは登録申請者に対し質問させることができる。

（関係者への協力依頼）

第4条 市長は、第2条第2項の審査に当たり、児童相談所長その他の関係者に対し、必要な協力を求めることができる。

(審査の基準)

第5条 市長は、別表に定める審査基準により、第2条第2項の審査を行うものとする。

(変更届)

第6条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託者登録簿に記載された事項を変更するときは、その2週間前までに、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出があったときは、速やかに登録一時保護委託者登録簿の記載事項を変更するものとする。

(登録の取消し)

第7条 市長は、法第34条の2第4項又は第5項の規定により、登録を取り消すときは、登録取消通知書(第4号様式)により、当該登録一時保護委託者に通知するものとする。

2 市長は、登録を取り消したときは、その登録を消除しなければならない。

(登録の消除)

第8条 登録一時保護委託者は、施行規則第36条の51の申出をするときは、登録消除申出書(第5号様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、施行規則第36条の51の規定により登録を消除するときは、登録消除通知書(第6号様式)により、消除をしないときは登録消除申出結果通知書(第7号様式)により、当該申出をした者に通知するものとする。

3 市長は、登録を消除したときは、その旨を登録一時保護委託者登録簿に記載するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。ただし、別表のうち「5 児童対象性暴力等の防止等」については、令和8年12月25日から施行する。

別表 審査項目及び審査基準等（第5条関係）

審査項目	審査書類の例示	審査基準
1 登録一時保護 委託者の一般原則	運営規程等	入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、施設の運営を行う旨が確認できること。 入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしないことが確認できること。
	施設の見取り図等	法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備が設けられていること。
2 児童の権利の制限	運営規程等	正当な理由なく、児童の権利を制限しないことが確認できること。 正当な理由があり、やむを得ず児童の権利を制限する場合は、その理由について十分な説明を行い、当該児童の理解を得るよう努めることが確認できること。
3 児童の行動の制限	運営規程等	施設等により児童の行動を制限しないことが確認できること。
4 虐待等の禁止	運営規程等	登録一時保護委託者の職員が、入所している児童に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない旨が確認できること。
5 児童対象性暴力等の防止等	運営規程、就業規則、情報管理規程、児童対象性暴力等対処規程等	児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認その他の必要な措置が講じられていること。
6 非常災害対策	施設の見取り図、非常災害用設備リスト等	消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。
	非常災害に対す	非常災害に対する具体的計画が立てられている

	る計画、運営規程等	こと。 非常災害に対する不断の注意及び訓練に努める体制が整備されていること。
	訓練計画、運営規程等	避難及び消火の訓練を少なくとも毎月1回行う体制が整備されていること。
7 自動車を運行する場合の所在の確認	運営規程等	児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認する体制が整備されていること。
8 児童の権利擁護	運営規程等	入所する児童に対し、その意見又は意向（法第33条の3の3に規定する意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。）を尊重した支援を行う体制が整備されていること。
9 児童の所持品等	運営規程等	合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止しない体制が整備されていること。 合理的な理由があり、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止する場合は、児童又は他人の生命等に関わる緊急の場合を除き、あらかじめ児童相談所長又は市長に相談する体制が整備されていること。 合理的な理由があり、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止する場合は、児童相談所長又は市長が、児童に対して、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るために、児童相談所長又は市長に協力するよう努める体制が整備されていること。 児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、毀損等が生じないような設備に保管する体制が整備されていること。
10 設備の基準	施設の見取り図等	採光、換気等入所している児童の保健衛生及び当該児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けていること。 児童の居室、食事をする場所、浴室及び便所を設けていること。 児童の居室は、児童が穏やかに過ごすことがで

		き、安心して暮らすことができる環境を整えていること。 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にしていること。 浴室及び便所は、男子用と女子用とを別にしていること。(少数の児童を対象として設けるときを除く。) 居室、浴室及び便所を設けるに当たっては、入所する児童の年齢、性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティ等に配慮していること。 30人以上の児童を入所させる施設には、医務室及び静養室を設けていること。 児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えていること。
1 1 登録一時保護委託者における職員の一般的要件	運営規程等	入所する児童の保護に従事する職員について、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、可能な限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者となるよう、体制が整備されていること。
1 2 夜間の職員配置	運営規程等	夜間、少なくとも職員1人以上を置く体制が整備されていること。
1 3 他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準	運営規程、施設の見取り図等	他の社会福祉施設を併せて設置するときにおいて、入所する児童の居室及び登録一時保護委託施設に特有の設備並びに入所する児童の保護に直接従事する職員について、当該登録一時保護委託施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねていないこと。
1 4 衛生管理	運営規程等	入所する児童の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努める旨が確認できること。 入所する児童の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生上必要な措置を講ずる旨が確認できること。

		感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止に努める旨が確認できること。 入所する児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう、適切に、入所する児童を入浴させ、又は清拭する旨が確認できること。 入所する児童に対し清潔な衣服を提供する旨が確認できること。 入所する児童に対し衣服を提供する場合において、下着は児童の所持するものを使用させ、又は未使用のものを提供する旨が確認できること。 必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行う旨が確認できること。
15 食事	運営規程等	入所する児童に食事を提供するときは、栄養及び当該児童の身体的状況を考慮する旨が確認できること。 児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努める旨が確認できること。
16 入所した児童及び職員の健康状態の把握等	運営規程等	児童相談所長又は市長が、条例第18条第1項の措置を講ずるに当たり、児童又は他人の生命等に関わる緊急の場合を除き、登録一時保護委託者において、あらかじめ児童相談所長又は市長に相談する体制が整備されていること。 入所する児童の保護に従事する職員の健康状態の把握に当たって、特に入所している児童の食事を調理する者につき、綿密な注意を払う旨が確認できること。
17 養護	運営規程等	養護について、児童の安定した生活環境を整えるとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行う体制が整備されていること。
18 生活支援、教育及び親子関係再構築支援等	運営規程等	生活支援について、児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養うことができるように行

		う体制が整備されていること。 教育について、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行う体制が整備されていること。 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の教育に必要な支援に関して、児童相談所と協力して行うよう努める体制が整備されていること。 児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援等に関して、児童相談所と協力して行うよう努める体制が整備されていること。 児童が適切な支援を受けられるよう、一時保護の解除後も当該解除を行った児童相談所に必要な協力をするよう努める体制が整備されていること。
19 登録一時保護委託者の規程	運営規程等	入所する児童の支援に関する事項その他施設の管理についての重要事項のうち必要な事項について規程が設けられていること。
20 登録一時保護委託者における記録	運営規程等	入所する児童の処遇の状況について、児童相談所から求められた場合に、その情報を提示することができるように記録する体制が整備されていること。
21 秘密保持等	運営規程、就業規則等	登録一時保護委託者の職員について、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない旨が確認できること。 登録一時保護委託者の職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置が講じられていること。

第 1 号様式

登録一時保護委託者登録簿

登 録 番 号			
登 録 年 月 日			
登録一時保護委託者の 氏 名 又 は 名 称			
登録一時保護委託者の 住 所 又 は 主たる事務所の所在地			
登録一時保護委託者の 代 表 者 氏 名 (登録一時保護委託者が 個人である場合を除く。)			
一時保護を行う施設の 名 称 及 び 所 在 地			
法第 3 4 条の 2 2 第 2 項 に 規 定 す る 基 準 で 定 め る 事 項			
登 録 事 項 変 更 履 歴 そ の 他 管 理 事 項			

第2号様式

川崎市指令 第 号

(指令先住所)

(指令先氏名)

登録一時保護委託者登録通知書

児童福祉法第34条の22の規定により、次のとおり登録一時保護委託者として登録したので通知します。

年 月 日

川 崎 市 長 印

- 1 登録一時保護委託者の氏名又は名称及び代表者氏名
- 2 登録一時保護委託者の住所又は主たる事務所の所在地
- 3 登録一時保護委託施設の名称及び所在地
- 4 登録年月日

第3号様式

川崎市指令 第 号

(指令先住所)

(指令先氏名)

登録審査結果通知書

児童福祉法第34条の2第1項の規定による登録一時保護委託者の登録の申請について審査した結果、次のとおり登録しないこととしたので通知します。

年 月 日

川 崎 市 長 印

- 1 登録申請者の氏名又は名称及び代表者氏名
- 2 登録申請者の住所又は主たる事務所の所在地
- 3 申請に係る一時保護を行う施設の名称及び所在地
- 4 登録しない理由

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に川崎市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6月以内に川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

第4号様式

川崎市指令 第 号

(指令先住所)

(指令先氏名)

登録取消通知書

児童福祉法第34条の25第 項の規定により、次のとおり登録を取り消します。

年 月 日

川 崎 市 長 印

- 1 登録を取り消す登録一時保護委託者の氏名又は名称及び代表者氏名
- 2 登録を取り消す登録一時保護委託者の住所又は主たる事務所の所在地
- 3 登録を取り消す登録一時保護委託施設の名称及び所在地
- 4 登録を取り消す理由

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に川崎市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6月以内に川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

第5号様式

登録消除申出書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住所
氏名

※法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名

児童福祉法施行規則第36条の51の規定により、次のとおり登録一時保護委託者の登録の消除を申し出ます。

一時保護を行う施設の 名称及び所在地 (登録の消除に係るものに限る。)	
申出の理由	

第6号様式

川崎市指令 第 号

(指令先住所)

(指令先氏名)

登録消除通知書

児童福祉法施行規則第36条の51の規定により、次のとおり登録一時保護委託者の登録を消除します。

年 月 日

川 崎 市 長 印

- 1 登録を消除する登録一時保護委託者の氏名又は名称及び代表者氏名
- 2 登録を消除する登録一時保護委託者の住所又は主たる事務所の所在地
- 3 登録を消除する登録一時保護委託施設の名称及び所在地

第7号様式

川崎市指令 第 号

(指令先住所)

(指令先氏名)

登録消除申出結果通知書

児童福祉法施行規則第36条の5 1 ただし書の規定により、登録一時保護委託者の登録を消除しないこととしたので通知します。

年 月 日

川 崎 市 長 印

- 1 申出に係る登録一時保護委託者の氏名又は名称及び代表者氏名
- 2 申出に係る登録一時保護委託者の住所又は主たる事務所の所在地
- 3 申出に係る登録一時保護委託施設の名称及び所在地
- 4 登録を消除しない理由

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に川崎市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6月以内に川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。